

神奈川県社保協
2025年度総会 学習講演

女性の貧困と公的年金加入 -ひとり親の調査から-

吉中季子

YOSHINAKA, Toshiko

神奈川県立保健福祉大学

2025●6●14●

於: 建設プラザかながわ

1. はじめに一問題意識

■問題意識

- ・日本の社会保障
戦後、働き手である夫・家事労働を担う妻とその子ども
性別役割分業を組み込んで設計
最近まで 児童扶養手当…「父の不在」
遺族基礎年金…「子のある母」
- ・厚生労働省の給付水準の標準としている家族モデル
40年間サラリーマンの夫と40年間専業主婦
- ・こうしたモデルから外れると困難が生じやすい？
「外れた人」→ シングルマザー・単身女性
→ 貧困に陥りやすい

■シングルマザーの年金加入問題を取り上げる意義

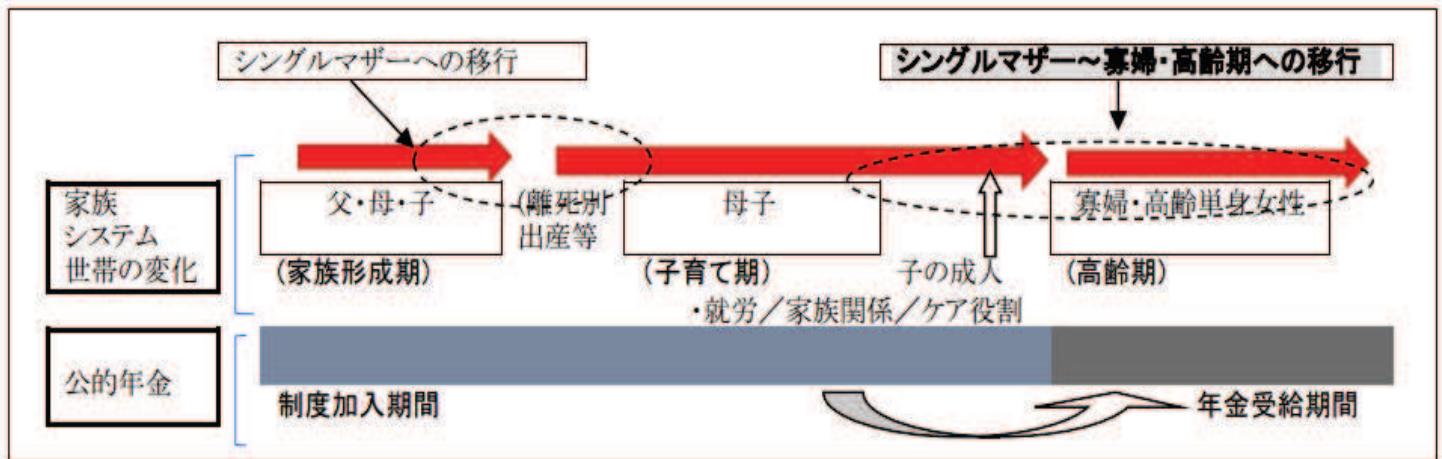
- ・シングルマザーは、家族の形態の変化を経験、それに伴う就労、家族、社会保障の変化も経験
- ・母子世帯 末子の子が18歳以上になれば、制度上「母子世帯」ではなくなる。
- ・統計上も他の世帯となってその連続性は分断される
母子世帯→高齢者世帯
- ・シングルマザーは、子育て世帯であり、次世代に継続する世帯として最小の単位
→社会保障が機能していれば社会が継続

3

■公的年金を取り上げる意味

- ・高齢期の貧困の要因とされる所得の代表的なものは公的年金
高齢者世帯における総所得に占める
公的年金の割合100%の世帯別世帯数の構成割合 48.4%
60% 75.4%
→公的年金が高齢世帯の所得の中心（『令和4年版高齢社会白書』）
- ・年金制度において、女性の問題が内在
第3号被保険者制度
- ・公的年金の受給額は現役世代の働き方で決定
働き方を決定するもの ←家族関係、子育てなど

4



5

2. 母子世帯及び高齢単身女性の貧困と年金問題

— 本研究の分析課題の意義 —

- ・日本の母子世帯の貧困率—OECD加入国中でも顕著に高い。
- ・母子世帯の多くが経験する離婚は、社会的排除となる典型的な出来事（阿部2007）
- ・母子世帯となり貧困状態になると、継続・慢性化（田宮2018）
- ・単身高齢女性の貧困の原因は、離死別との関連が強い（山田・小林・Ring2011, 山田2012、濱本2019他）
- ・離別の女性は低年金になる割合が高い(阿部2021、濱本2019)

7

■ ライフコースの貧困

人は人生のうちで3回の「貧困」を経験（B.S.ラウンドリー）
少年期 子育て期 高齢期 (Rowntree1901=1975 : 151-2)

	20歳未満	20-64歳		65歳以上	
	子ども	男性	女性	男性	女性
単身世帯	-	21.1	29.0	29.1	46.2
夫婦のみ	-	8.9	10.3	15.3	15.4
夫婦と未婚子のみ	9.7	10.2	10.0	13.4	12.8
ひとり親と未婚子のみ	43.6	25.2	31.6	21.3	24.8
三世帯世帯	12.8	8.8	10.8	8.5	10.6
その他世帯	43.3	17.9	21.0	14.7	15.6

出所：阿部彩(2020)「相対的貧困率の長期的動向：1985-2015」202001. 貧困統計ホームページ | (hinkonstat.net) より作成

8

配偶状況別の相対的貧困率

	20-64歳		65歳以上	
	男性	女性	男性	女性
既婚	9.3	10.8	14.1	14.7
未婚	17.7	17.0	35.8	32.6
死別	24.6	29.7	21.7	30.6
離別	20.7	32.3	30.4	40.3

出所：阿部彩(2018より筆者作成)
 「相対的貧困率の動向：2012-2015」2018年11月. 貧困統計ホームページ (hinkonstat.net)

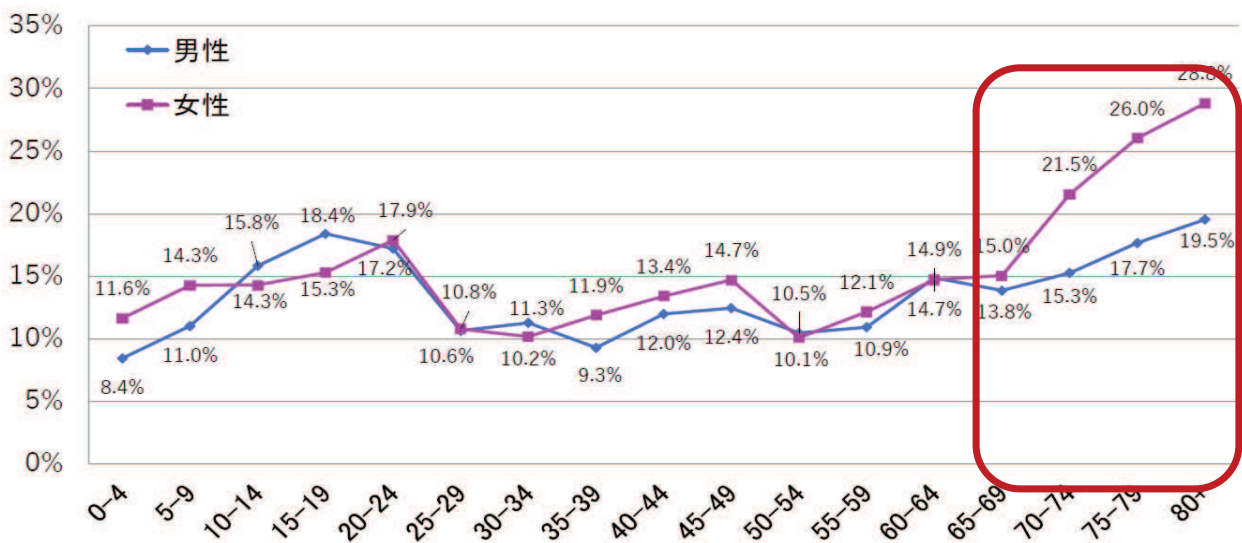


男性よりも女性
 既婚者よりも無配偶者（未婚・死別・離婚） 貧困率が高い
 65歳以上

⇒ 高齢・単身・女性という条件が重なった「高齢単身女性」は、実に2人に1人が貧困に陥っていることになる（阿部2021a；2021b）。

9

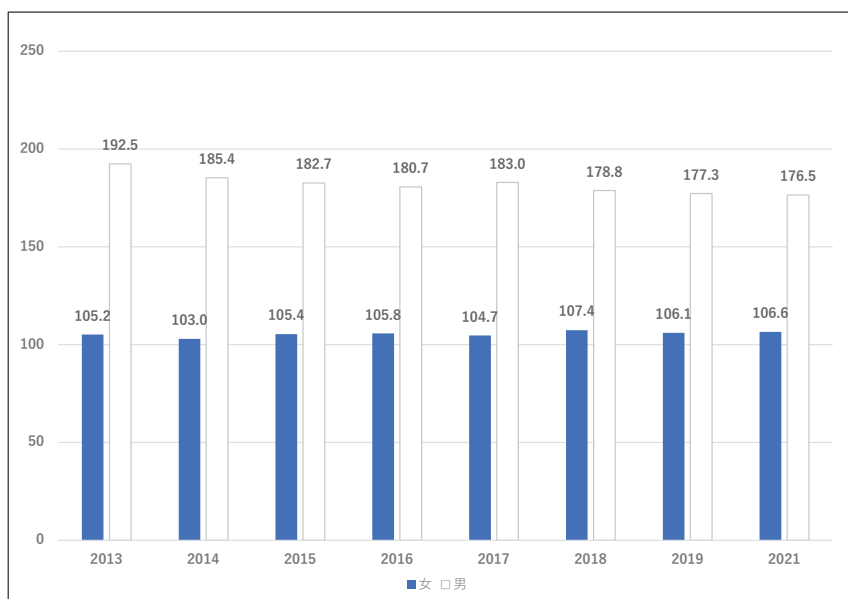
■ 年齢層別・性別の相対的貧困率



出所：阿部彩 (2021) 「日本の相対的貧困率の動態：2019年国民生活基礎調査を用いて」 貧困統計HP

10

■ 男女別の公的年金受給額



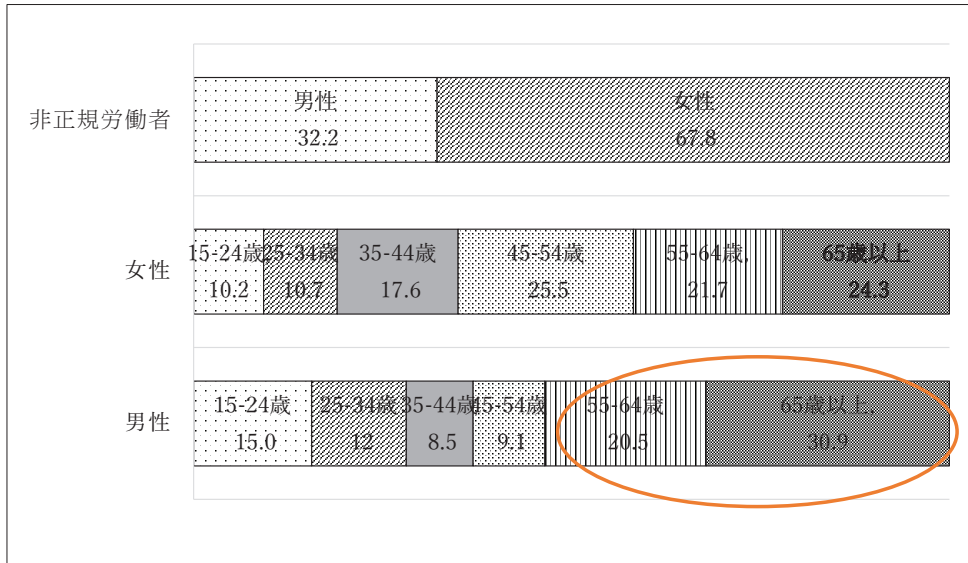
**男性平均
の6割**

これらは現役世代の過ごし方によるが、日本のシングルマザーの場合、非正規労働の割合が高く、「ワーキングプア」になりやすい。それは、「収入の壁」による就労抑制、雇用政策が無関心なこと、社会保障制度の仕組みの中で女性の不利があるのか。

11

■非正規労働者の男女比較

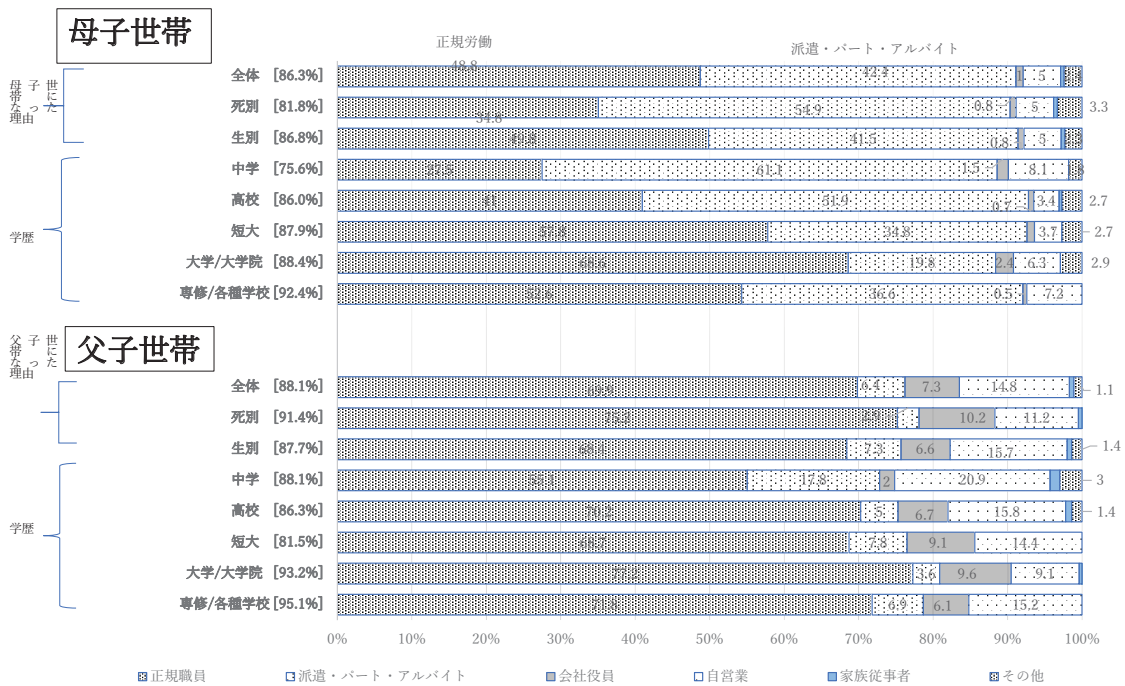
年齢階級別非正規の職員・従業員の内訳 (%)



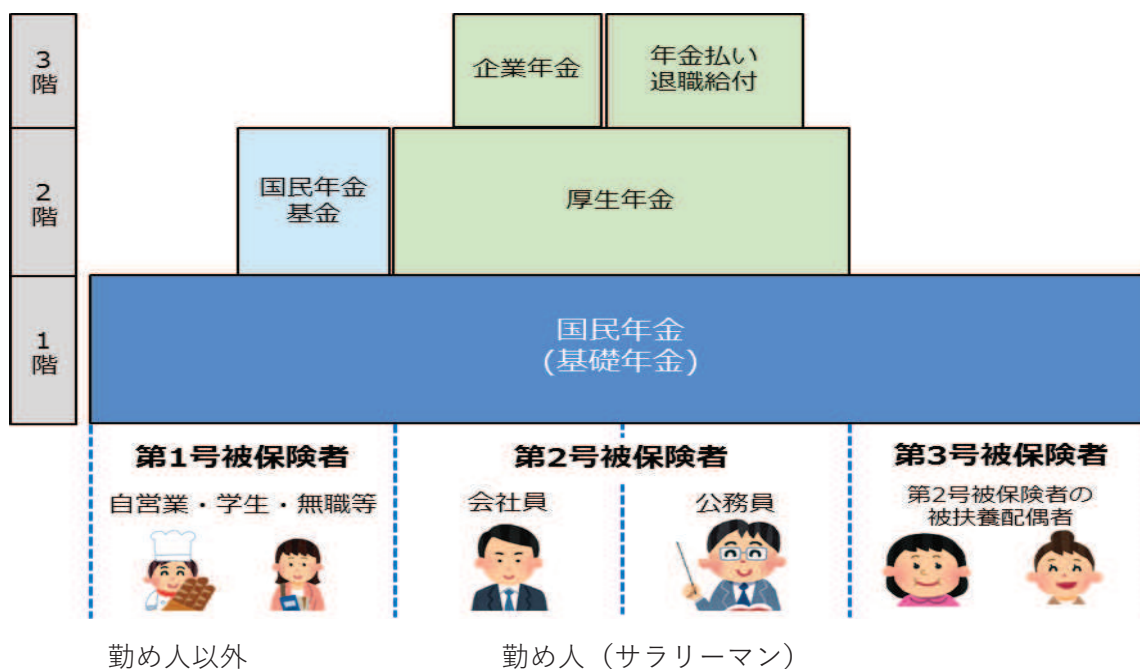
女性・・・各年代に均等に分布

男性・・・現役時代を終える前後から高くなる

就労している母子世帯の母・父子世帯の父の従業上の地位別割合



公的年金制度の体系



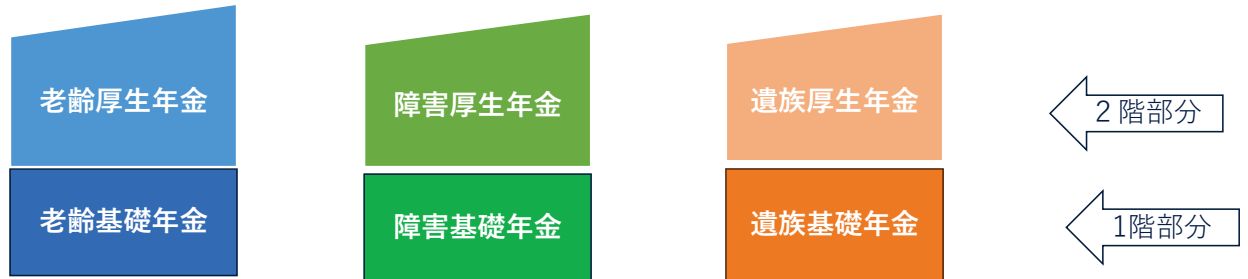
14

給付の種類 (所得保障)

給付の種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 保険料納付期間と保険料免除期間を合算して10年以上である者	老齢厚生年金 老齢基礎年金を受け取れる方に厚生年金の加入期間がある場合に、老齢基礎年金に上乗せして65歳から受け取る
障害	障害基礎年金 被保険者期間中に受診日のある傷病などで、障害認定に該当する者 (2級まで)	障害厚生年金 厚生年金保険の被保険者中に、受診日のある傷病などで、障害認定に該当する者 (3級まで) 国民年金の保険料納付済期間が3分の2以上あること。
遺族	遺族基礎年金 国民年金の被保険者である間に死亡したとき等、 子のある配偶者／子に支給	遺族厚生年金 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき等、 子のある配偶者 子のない配偶者／父母 孫／祖父母

15

給付の種類（所得保障）



16

■年金と就労抑制

厚生労働省の公的年金シミュレーターで、40年間同じ雇用状態、同じ年間収入と仮定して、それぞれの「収入の壁」ごとに年金見込み受給額の計算を行ったもの。

「収入の壁」による年金加入別の年金見込み受給額

保険者種類	年収	パートタイム女性の収入の「壁」		年金見込み受給額 (2023年度) ※
		本人への影響	配偶者もしくは世帯への影響	
第3号	被扶養範囲	非課税	各種手当あり	80万円
第2号 (厚生年金加入)	100万円	・住民税の納付		104万円
	103万円	・所得税の納付	・配偶者控除からの除外 ・配偶者の年収が越えると多くの企業で家族手当の対象外	104万円
	106万円	・勤務先によっては社会保険加入が必要		104万円
	130万円	・社会保険加入が必要	・配偶者の年収が越えると多くの企業で家族手当の対象外	105万円
	150万円		・特別配偶者控除の控除額がこれ以降段階的に減少	110万円
	200万円		・配偶者特別控除からの除外	120万円

※40年間、同じ年収と同じ働き方と仮定した場合の65歳からの支給を試算

出所：野村総合研究所（2022）を参考・厚生労働省「公的年金シミュレーター」により筆者作成

17

3. 女性の年金加入と第3号被保険者問題 シングルマザーの視点から（先行研究より）

■女性の社会保障制度の加入について

- 女性の現役層の約1割が医療保険・公的年金ともに非加入[小塩, 2012, 102]
- 医療保険より公的年金の非加入率が高い[丸山桂2016]
- 中高年未婚者において
男性の方に滞納者が多い／女性の方に免除率が多い[丸山桂2016]

→女性の方が堅実に免除手続きをしても（貧困防止の行動）
それでも、高齢期に低年金

18

■第3号被保険者問題

- 被保険者でありながら保険料負担がなく受給資格が得られること
…不平等[永瀬2013、里見2008、吉中2021]
- 被保険者資格が自律したものではなく他律的なもの
配偶者の位置づけによって年金資格が変動する
- 就労抑制
被扶養配偶者であるため本人の収入が一定額以下であることが条件
公的年金だけでなく医療保険とセット
- 第3号被保険者の98%が女性（『令和3年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』）



一方で年金加入保護であっても個人単位のキャリアの蓄積による年金への反映は抑制する傾向

→ひとり親になった場合 その瞬間から制度から排除

【分析課題】シングルマザーの年金加入・継続・変化にいかなる問題があるのか、いかなる不利に結びつくのか

19

【1】 アンケート調査から

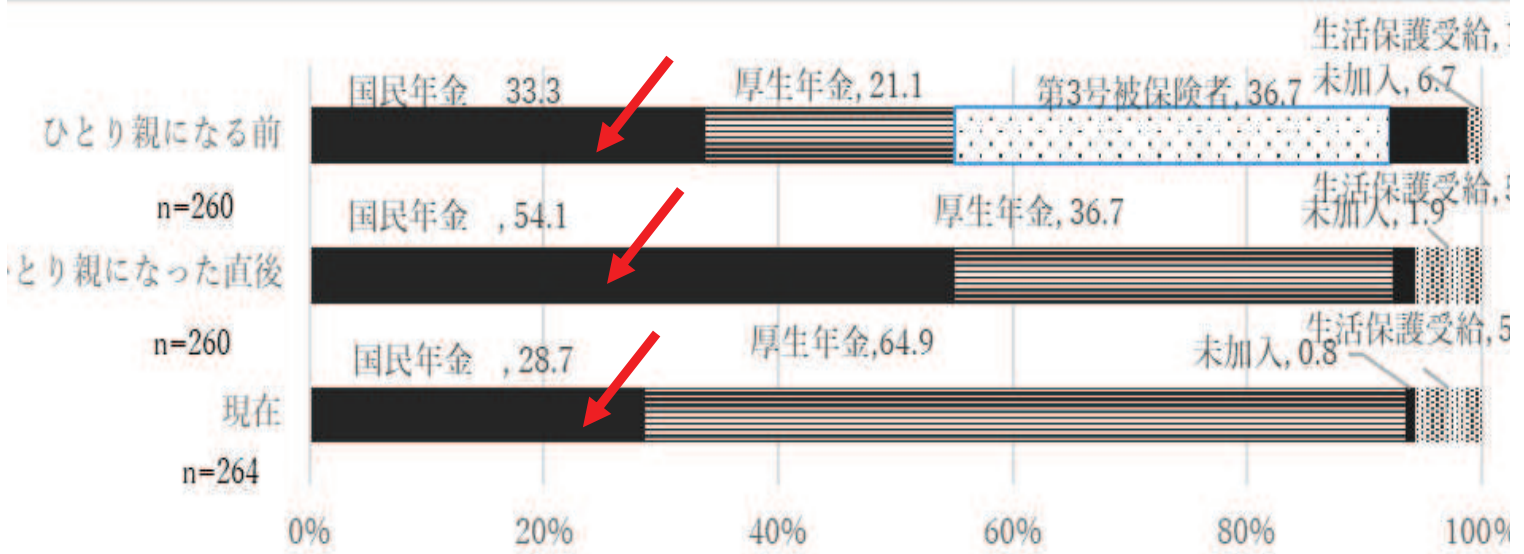
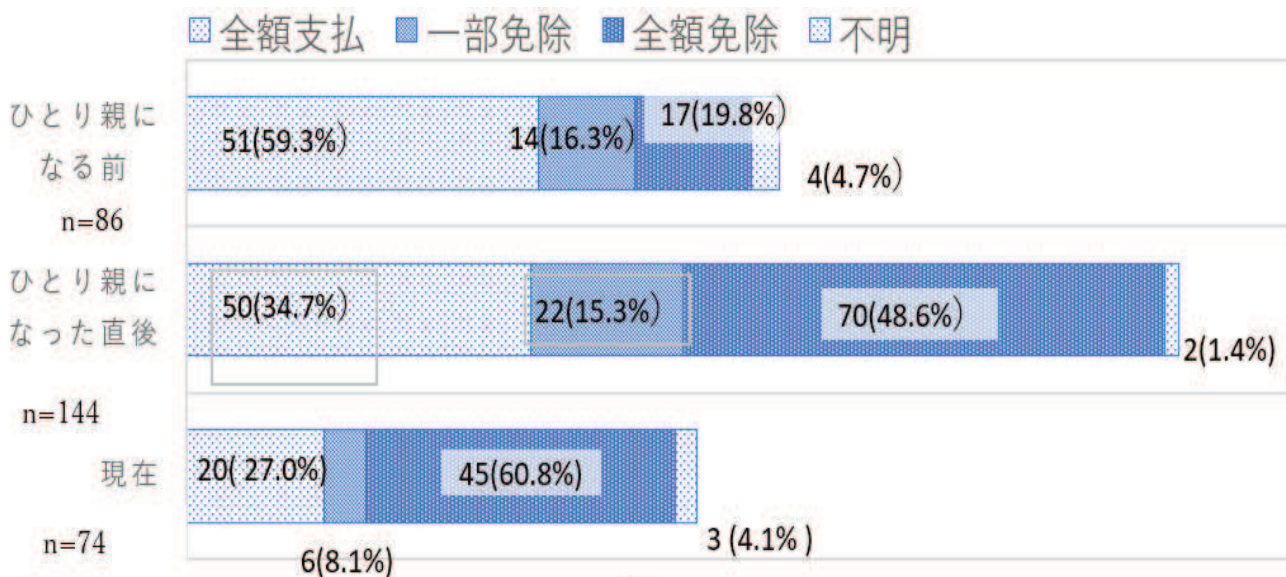


図1 ひとり親になる前後と現在の年金加入

【1】 アンケート調査から

国民年金保険料の支払いの実態



【1】 アンケート調査から

- ひとり親になった「直後」に一部免除も含めて〈第1号〉の約6割以上が保険料支払に困難が生じている（**全体の3分の1**）
- それまで〈第3号〉だった人の6割の国民年金への移行者も含めて、生活再建するまで緊急避難的に国民年金に移行し、免除申請している
- 「現在」においても、〈第1号〉の国民年金加入の約7割弱が保険料の支払いに困難があり、保険料を払えない現実

→ひとり親の生活の厳しさをまさに具現化

24

4. 年金加入実態の分析と課題への接近 —聞き取り調査より—

聞き取りの概要：29歳から56歳までの16人、
職歴、結婚歴、家族歴、公的年金の加入歴

分析視点：

国民年金3号被保険者加入歴「あり」と「なし」に分けて検討
その後のシングルマザーの年金加入動向にどう影響していくのか
具体的な年金加入・継続の問題次元で捉えておきたい

- ①16人全体の未加入期間を含む年金加入移行の複雑な状況の背景
- ②第3号被保険者の加入経験とその後の様相
- ③老後の年金に関する意識

25

【2】 聞き取り調査から

■回答者の様相(16人中)

- ・ 学歴…大卒 1, 短大卒 2、専門学校卒 2, 除き高卒、高校中退が多い
- ・ ライフイベントの多様(再婚、同棲、未婚出産、子どもの施設入所)

■未加入について

16人中9人が未加入期間を経験

第3号被保険者の経験のない事例(1例を除く)

「意識していなかった」「よく知らなかった」

その後も長期で免除となっている。 共通しているのは高校中退者

その背景に不安定な同居生活

ひとり親になる前の結婚生活の問題だけでなく、「早く家を出たかった」「早く結婚をしたかった」(L、O)「親と関係が悪かった」(L、P)、高校在学中に妊娠(O)など、子ども期からの不安定な状態のまま同居生活に突入

27

【2】 聞き取り調査から

■就労状況について

調査時点で12/16ケースが非正規労働

うち社保あり6名 正規労働3人

国民年金の加入者は全員「全額免除」

E	N	P	B	D	G	J	L	O	A	C	F	H	K	M	一
正規	正規	正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	非正規	生保
第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第1号免	第1号免	第1号免	第1号免	第1号免	第1号免	生保免

就労歴の変化が大きく、不利な就労を余儀なくされる

28

■第3号被保険者の加入経験とその後

8/16ケースが第3号被保険者加入経験あり

- ・いったん第3号になって以降は、他の仕事に就いていない
離婚を機に移行

①第3号になったきっかけ

「扶養家族となるから」「夫の収入で生活するから」
周囲の社会や家計の枠組みのなかで第3号の選択

特に主体的な理由はなく、ほとんどが結婚や妊娠と同時に仕事を辞め、専業主婦となったと同時に移行

29

②子育てケアの必要性が生じると

「子どもができたら、家事・育児をやることがあたりまえだった」

「夫の会社では奥さんが働くことに悪いイメージがあった」

時代的に専業主婦になることが女性としての生き方として奨励
第3号への加入を「無自覚」に継続

③働くことへの抑制（心理的・経済的DV）

専業主婦であることを強制され、働きに行くことを許されなかった。

家計にお金を入れず、扶養の範囲内でパート労働を強要

仕事が許されないことに加えて身体的暴力を伴い、家庭内の強い束縛が存在

→一見、年金加入とは無関係と思われがちなDVの行為

結果的に建前上の第3号被保険者にとどまらせていた

30

■第3号被保険者のその後の手続き

1人…厚生年金

2人…パート労働 第1号で保険料支払い→その後全額免除

5人…第1号 全額免除

- ・免除申請の情報についてのばらつき、個人的な関係から
- ・保険料支払いの困難
- ・免除制度の認識の誤解

■全体として

- ・国民年金第1号被保険者期間及び厚生年金加入期間（第2号被保険者）と未加入期間が複雑に絡み合っていて、いわば「細切れ状態」にもなっている
- ・未加入経験者が多い 9人／16人（第3号加入例のない人で目立つ

31

【2】聞き取り調査から

■老後の年金についての意識

「今は子どものことで精いっぱい」で「自分の老後の生活については考えられない」

「10年の加入期間をとりあえず満たせばいい」

「今は子どものことで精いっぱいなのでとりあえず免除申請だけしていたらそれでいい」

「生活保護なので考えていない」

「年金なんてもらえないもんだと思っているので、それほど気にもしていない」

・「毎月の保険料1万5千円を払うぐらいだったら、子どものために使ったほうがいい」

子育てにかかる費用を優先

32

【2】聞き取り調査から

■就労と子育て

ひとり親になってからの働き方は、
「保育所のお迎えに間に合う」仕事、
「子どもとの時間が大事にできる」仕事を選ぶ傾向

子どもの成長に応じて徐々に時間を増やすことができるようになってようやく、厚生年金の加入

↓

おおむねシングルマザー時代の後半に差し掛かってから

33

【2】聞き取り調査から(補足)

■特殊なケース

・パートナーが米軍基地関係者だったため、結婚期間中の福利厚生、医療制度のすべてが家族に対しても基地内で保障。

・医療保障は基地内で完備され、自己負担なく受診できた。そのため、婚姻関係が続くうちは日本の社会保障制度への加入は必要がないと思い、公的年金制度も公的医療制度も未加入の状態でも過ごした。

・そのため離婚後にすべての生活保障がなくなり、「このままではいけない」と思い、社会保険のある仕事に就いた。

→制度も事情も異なるが、第3号被保険者制度と同様に、パートナーに依存していた事例

34

5. 年金加入歴から見えてきたこと

■断片化状態の加入実態

- ひとり親になった時、それまでの国民年金の継続であれ他の制度からの新規加入であれ、国民年金の保険料支払いに困難が生じ、免除申請をしている
- 保険料の免除が最低限の手続きのようになっている。免除の程度に比例して年金額が下がる。当然「2階建て部分」の支給はない
- 一貫して厚生年金に加入していないのがほとんど(聞き取りより)
- そのため、2階建て部分がない/期間が短い/あっても報酬比例的に低い
- 手続きの問題
- ひとり親の生活の厳しさをまさに具現化

■免除について

免除申請については、回答者が制度を正確に理解しているかどうかにかかわらず、国民年金加入の「経過的性格」も併せもつ免除申請による適用が「老齢基礎年金」の受給資格期間への参入(継続)となる反面、そしれが長期になれば、将来の満額ではない年金額にも反映し、低年金になる恐れも

→高齢期の貧困は避けられなくなる。

35

■シングルマザーの年金加入からみた第3号被保険者制度の役割

- 政策的に夫婦としての家族モデルを強く奨励

被扶養配偶者として第3号被保険者に加入することから一定の社会保障の安定を得られてきた

(調査から)

離婚によって第3号被保険者制度から排除

「優遇された」状態から、最低限加入が求められる国民年金保険料の支払いさえもできず、公的年金制度自体に保険料免除なしには新規加入が困難な状態

36

■子育て生活における優先順位と公的年金の認識問題

・ひとり親であり子育てをしている女性にとって、自分の老後については認識が及んでいない様子、自分の現実的な老後の生活と公的年金の具体的なイメージの認識は薄く、後回し

・「自分の将来」と「子育ての今」を比べた場合

構造的な労働市場の問題は別として、シングルマザー自身の働き方の選択にも影響し、子どもと居る時間のために、働き方を制約したり、社会保険のないパート労働にとどまる

37

6. まとめ

- 今回の調査対象者の中心となった40歳前後の世代は、就職氷河期を経験し雇用格差や賃金格差にさらされてきた世代。
- 婚姻関係の変化により年金の位置づけが変化しつつも、将来的に安心できる公的年金加入実現のプロセスになお大きな壁が横たわり、その前で不利にさらされたままになっている現状。
- もともと年金がもつ現役時代の業績の反映という性格からくる、多くのシングルマザーが抱えているであろう学歴や就労歴をめぐる社会的階層差が影響している。それが結果として「細切れ状態」を招く。
- さらに、女性の年金権を確立させたといわれてきた第3号被保険者制度が、配偶者への従属性や世帯の変化により、自身の社会保障の位置づけを分断し、その後結果的にさまざまな不利をも促進するということにもなりかねない。さらにその帰結として、高齢女性の貧困問題となる可能性が必至である。

38

引用文献.

- 【引用文献】
- 阿部彩, 2007, 「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社, 129-152。
- 阿部彩, 2021 「日本の相対的貧困率の動態：2019年国民生活基礎調査を用いて」貧困統計HP (<https://www.hinkonstat.net/>)
- 小塩隆士, 2012, 「セーフティ・ネットから外れる理由と現実」西村修三監修・国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安—自助・共助・控除の新たなかたち』慶応義塾出版会, 101-125。
- 里見賢治, 2003, 『新年金宣言』山吹書店。
- 橘木俊詔, 2016, 『老老格差』青土社, 37-86, 137-159。
- 田宮遊子, 2018, 「母子世帯と貧困」『貧困 福祉+α』ミネルヴァ書房, 79-87。
- 永瀬伸子, 2011, 「第3号被保険者制度の見直しを一低賃金者への配慮と育児間の拡充に変えよ」『週刊社会保障』No.2658。
- ———, 2013, 「非正規雇用と社会保険との亀裂」『福祉と労働・雇用』ミネルヴァ書房, 169-188。
- ———, 2018 「少子高齢社会の中の女性」求められる日本型雇用慣行と日本型社会保障の変革」『週刊社会保障』No.2963 (2018.3.5) 48-53。
- 中園桐代, 2021, 『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか—「動いても貧困」の現実と支援の課題』勁草書房, 1-84。
- 濱本知寿香, 2019, 「配偶者との離死別と高齢者の生活状況」『社会保障研究』4(1), 20-32。
- 藤森克彦, 2018, 「単身世帯と貧困」『貧困 福祉+α』ミネルヴァ書房, 64-78。
- 貧困統計ホームページ <https://www.hinkonstat.net/> 2021年1月31日アクセス。
- 丸山 桂, 2016, 「中高年未婚者の就業状態と老後の所得保障」『年金研究』, 3: 42-77。
- 山田篤裕・小林江里香・Jersey Liang, 2011, 「なぜ日本の単身高齢女性は貧困に陥りやすいのか」『貧困研究』Vol.7, 110-122。
- 山田篤裕, 2012, 「高齢期における所得格差と貧困—脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存—」, 橘木俊詔編『格差社会』ミネルヴァ書房, 147-164。
- 吉中季子, 2018, 「非正規労働と年金—女性を中心に—」『貧困研究』Vol.21, 47-60。
- 吉中季子, 2020, 「DV研究と経済的暴力：「世帯のなかに隠れた貧困」へのアプローチ」『大原社会問題研究所雑誌』, 739: 22-37。
- 吉中季子, 2021, 「女性と年金」日本年金学会編『人生100年時代の年金制度』法律文化社, 84_101。

THANK YOU
ご清聴ありがとうございました

よしながとしこ